

南九州市長 塗木 弘幸 殿

南九州市議会議長 加治佐 民生

新庁舎の事務所の位置を定める条例の改正議案について

事務所の位置を定める条例を改正する条例の制定議案については特別多数議決が必要な重要な議案であることから、議会としては新庁舎建設に関する調査特別委員会を設置し、執行部の出席を求め、新庁舎建設までのスケジュールや財政の見通し等について再度詳細な説明を受けたところであります。

しかしながら、現時点で新庁舎建設に関する基本構想・基本計画については明確に示されず令和 3 年度中に策定するとの説明でありました。

第 3 回の調査特別委員会の中で、現時点では議会として市民に説明責任を果たすための議決の判断とされる情報があまりにも少なく、委員の中から、市民説明会や市民アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等により市民の意見を盛り込んだ基本構想・基本計画を策定しながら市民の理解が深められた時点で議案を上程するのが適当ではないかとの意見が多く出されたところであります。

事務所の位置を定める条例の改正議案については、地方自治法第 4 条第 3 項の規定により出席議員の 3 分の 2（本市の場合議長を含む 14 人）以上の賛成が必要となる特別多数議決で議決される大変重要な議案であります。

このようなことから事務所の位置を定める条例の改正議案については、市民の意見等を十分に盛り込んで市民の理解が深められた基本構想・基本計画が策定された後に上程されるよう申し入れるものであります。